平成２６年（フ）第３号
福岡県みやま市高田町江浦174番地４
債務者　西原　貴彦
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第７７号
千葉市若葉区東寺山町755番地　県住４棟40410号
債務者　山田　紀昌
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６７号
千葉県市原市菊間1923番地１
債務者　小島　哲哉
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１７２号
千葉県市川市新田２丁目８番７―203号　青柳ビル、申立時の住所千葉県市川市菅野５丁目11番13―314号　ＴＤＣリリーハイム
債務者　星野　　愛
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３３６号
名古屋市西区上名古屋３丁目25番19号
債務者　井田　輝充
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７２号
兵庫県姫路市西中島248番地６　カンフォート花北207号
債務者　山本　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７５号
兵庫県姫路市宮上町２丁目48番地メゾン立花207号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区恵美酒116番地飾磨中村コーポＣ―４
債務者　桑原　春芳
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２３号
福岡県久留米市合川町361番地１　エクセレント合川Ⅰ105号
債務者　牛島　浩一
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第６７号
福岡県久留米市日吉町19番地７　サクラメント日吉603号、前住所福岡県久留米市西町112番地２　市営十二軒屋団地１棟８号
債務者　元村　京子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７１号
長崎県長崎市かき道３丁目20番12号　県営矢上第２住宅Ｃ―２棟301号
債務者　西村　貴子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８５号
長崎県長崎市本尾町１番58号　岡山アパート203号
債務者　坂口ヤスエ
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
熊本県玉名市岱明町三崎524番地21
債務者　三嶋　昌美
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第９号
北海道小樽市蘭島１丁目５番２号　蘭島住宅
債務者　佐藤　誠一
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２７号
北海道苫小牧市澄川町２丁目６番17号　コーポはまなす106号
債務者　三上　広行
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第９８号
仙台市青葉区川平３丁目43番21号　サンガーデン光峰Ｂ―102
債務者　永浦みちる
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
宮城県多賀城市高崎３丁目９番４―405号
債務者　堂園美知子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
仙台市青葉区台原１丁目２番13―305号
債務者　山口知亜紀
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係